



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・長崎県・市町被災者生活再建支援金交付要綱	福 祉 保 健 課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	障 害 福 祉 課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更	"
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（2件）	"
・令和3年度第1回地方臨時種畜検査の実施	畜 産 課
・道路の供用開始（3件）	道 路 維 持 課
・公有水面埋立ての埋立権譲渡	港 湾 課
・急傾斜地崩壊危険区域の指定	砂 防 課
◎ 公 告	
・落札者等	情報システム課
・大規模小売店舗の新設の届出	経 営 支 援 課
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・県営土地改良事業変更計画の決定	"
・採石業務管理者試験	監 理 課
・都市計画の案の縦覧	都 市 政 策 課
◎ 交通局公告	
・落札者等	総 務 課
◎ 人事委員会規則	
○職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局

告 示

長崎県告示第572号

長崎県・市町被災者生活再建支援金交付要綱を次のように定める。

令和3年8月17日

長崎県知事 中村 法道

長崎県・市町被災者生活再建支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、県内で被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）が適用される自然災害（被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号。以下「施行令」という。）第1条第3号に規定する自然災害を除く。以下同じ。）が発生した場合で、支援法第2条第2号に定める被災世帯に該当するも

のの施行令第1条各号に定める自然災害に該当しない県内市町の区域に居住しているため支援法に基づく支援金の支援対象とならない被災世帯に対して、その生活の再建を支援するため、予算の定めるところにより、長崎県・市町被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給については、この要綱に定めるところによる。

（支援金の支給の対象となる自然災害）

第2条 支援金の支給の対象となる自然災害は、長崎県又は隣接県（福岡県、佐賀県及び熊本県をいう。以下同じ。）に施行令第1条第1号、第2号及び第4号から第6号までに規定する自然災害が発生した場合若しくは長崎県又は隣接県に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された自然災害が発生した場合であって、当該県内の市町以外の市町の区域に係る当該自然災害とする。

（支援金の支給対象世帯）

第3条 支援金の支給対象世帯は、前条の自然災害により被害を受けた次に掲げる世帯（以下「被災世帯」という。）とする。

- (1) その居住する住宅が全壊した世帯
 - (2) その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状態が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
 - (4) その居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって、構造耐力上主要な部分として施行令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯
 - (5) その居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯
- 2 住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」その他の関係通知等に基づき市町が行うものとする。

（支援金の支給額）

第4条 支援金は、その属する者の数が2以上ある被災世帯（以下「複数世帯」という。）の世帯主及びその属する者の数が1である被災世帯（以下「単身世帯」という。）の住宅の被害程度に応じて支給する支援金（以下「基礎支援金」という。）を、当該世帯の再建方法に応じて支給する支援金（以下「加算支援金」という。）を支給するものとし、その支給額は別表の区分に基づき定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、再建方法が2以上に該当するときの被災世帯主に対する加算支援金の支給額は、別表の各区分に基づき定める額のうち最も高いものとする。

（支援金の負担割合）

第5条 被災世帯の世帯主に対して支給した支援金の負担割合は、県3分の2、被災市町3分の1とする。

（支援金の支給の申請）

第6条 支援金の支給の申請は、被災世帯の世帯主（特段の事情がある場合は、当該世帯主に準ずる者を含む。この条及び第7条において同じ。）が行うものとし、申請期間は次のとおりとする。ただし、加算支援金の申請については、当該自然災害が発生した日において居住していた市町の区域に引き続き居住する世帯の世帯主に限る。

- (1) 基礎支援金
自然災害が発生した日から起算して、13月を経過する日までを申請期間とする。
 - (2) 加算支援金
自然災害が発生した日から起算して、37月を経過する日までを申請期間とする。
- 2 支援金の支給申請は、長崎県・市町被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添付して、被害を受けた住宅が所在する市町を経由して知事に行わなければならない。
- (1) 住民票等その他の被災世帯が居住する住宅の所在及び世帯の構成が確認できる市町が発行する証明書
 - (2) 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる市町が発行する罹災証明書（住宅に半壊の被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体した場合も同じ。）
 - (3) 住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるや

むを得ない事由により、当該住宅を解体したことが確認できる書類

- (4) 宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書、写真などの住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる書類
- (5) 長期避難世帯に該当する旨の市町による証明書類
- (6) 貯金通帳の写し（銀行名「支店名」又はゆうちょ銀行「記号」、口座番号及び世帯主本人名義「フリガナ名」の記載があるもの。）
- (7) 加算支援金の支給申請を行う場合にあっては、住宅を建築、購入、補修若しくは賃借し、又はしようとすることが確認できる契約書等の写し等
（支援金の支給の決定）

第7条 知事は、長崎県・市町被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1号）を受け付けた場合において、その内容を審査し、支援金の支給を決定したときは長崎県・市町被災者生活再建支援金支給決定通知書（様式第2号）により、また、却下したときは長崎県・市町被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（様式第3号）により、速やかに世帯主に通知するものとする。

（支援金の支給の決定の取消し）

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当した場合には、前条の支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支援金の受給者が、偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
 - (2) 支援金の受給者が、この要綱又はこの要綱に基づく県の決定若しくは指示に違反したとき。
- 2 前項の規定により、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合は、長崎県・市町被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（様式第4号）を、速やかに当該受給者に交付するものとする。

（支援金の返還）

第9条 知事は、前条の規定により支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が支給されているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 前項の規定により、当該支援金の全部又は一部の返還を請求する場合は、長崎県・市町被災者生活再建支援金返還請求書（様式第5号）を、速やかに当該受給者に交付するものとする。

（加算金及び延滞金）

第10条 知事は、第8条の規定により支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、支援金の返還を請求したときは、支援金の受給者をしてその請求に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

- 2 知事は、支援金の受給者に対し支援金の返還を請求した場合において、当該受給者がこれを返還の期限までに納付しなかったときは、返還の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付させるものとする。
- 3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該受給者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めのない事項については、支援法、施行令並びに内閣府が発出する命令及び通知の取扱いに準ずることとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年7月13日から適用する。

別表（第4条関係）

（単位：万円）

区 分	基礎支援金		加算支援金		合計
	住宅の被害程度	支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	全壊 （第3条第1号該当） 半壊解体・敷地被害解体 （第3条第2号該当） 長期避難 （第3条第3号該当）	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借（公営住宅以外）	50	150
	大規模半壊 （第3条第4号該当）	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借（公営住宅以外）	50	100
	中規模半壊 （第3条第5号該当）	—	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃借（公営住宅以外）	25	25
単身世帯	全壊 （第3条第1号該当） 半壊解体・敷地被害解体 （第3条第2号該当） 長期避難 （第3条第3号該当）	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借（公営住宅以外）	37.5	112.5
	大規模半壊 （第3条第4号該当）	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借（公営住宅以外）	37.5	75
	中規模半壊 （第3条第5号該当）	—	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借（公営住宅以外）	18.75	18.75

様式第1号（第6条及び第7条関係）

災害名〔市町記入欄〕

長崎県・市町被災者生活再建支援金支給申請書

受付印

申請日 年 月 日

長崎県知事 殿

長崎県・市町被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請回数〔支給番号〕

初回

2回目
以降

申請者氏名

世帯主以外の方が申請する場合はその理由：

I 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

①世帯主の氏名

Table with 2 columns: ふりがな, 氏名 and 生年月日. Includes year, month, and day fields.

②被災した住宅の住所（被災住所）

〒

③世帯員の氏名（初めて申請される方は必ず記入してください。）

Table for household members with columns for member number (1-6), furigana, name, and birth date.

※世帯員とは、世帯主と住宅及び生計を1つにする世帯主以外の方をいいます。

II 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい。

□前回申請と同じ（前回申請と同じ場合は□に✓を記入し下表は空欄にしてください。）

Table for current address with fields for current address, phone number, and a checkbox for 'same as disaster area address'.

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい。

□前回申請と同じ（前回申請と同じ場合は□に✓を記入し下表は空欄にしてください。）

Table for bank account details with columns for financial institution name, branch name, account type, and account number.

口座名義が世帯主と異なる場合はその理由を記入してください（前回と同じ名義であれば記入不要です。）

IV

- (1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。
 (初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のまま結構です。なお、中規模半壊で初めて申請される場合には、(2)に記入してください。)

区分	今回申請 (A)		受給済 (B)		解体の場合はその理由： 申請額 (A - B)：
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
全壊	100万円	75万円			
解体 (半壊・敷地被害)	100万円	75万円			
長期避難	100万円	75万円			
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	

- (2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

区分	今回申請 (C)		受給済 (D)		申請額 (C - D)：	
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯		
建設・購入	200万円	150万円				
補修	100万円	75万円				
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円		
中規模 半壊	建設・購入	100万円	75万円	100万円		75万円
	補修	50万円	37.5万円			
	賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	25万円	18.75万円	25万円		18.75万円

注) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の額に記入してください。

市町記入欄

添付書類確認欄

罹災 証明書	住民票等	預金通帳 の写し	解体 証明書類	敷地被害 証明書類	長期避難 証明書	契約書 の写し等	その他

備考欄

その他添付書類・申し送り事項等	
担当部署	担当者名

様式第2号（第7条関係）

長崎県・市町被災者生活再建支援金支給決定通知書

年 月 日

（申請者）殿

長 崎 県 知 事

年 月 日に申請された〇〇災害に係る長崎県・市町被災者生活再建支援金については、下記のとおり支給することとしましたので、お知らせします。

記

- 1 支給番号 第 号
- 2 支給額 円
- 3 支給方法 口座振込（振込日 年 月 日）

（長崎県・市町被災者生活再建支援金の支給条件）

- 1 長崎県知事は、長崎県・市町被災者生活再建支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により
①偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき
②その他支援金の支給の決定の内容、若しくはこれに附した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
また、支給決定を取り消したときに、取消しに係る支援金をすでに支給している場合には、長崎県知事は、期限を定めて当該支援金の返還を請求します。この場合に、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金について年10.95%の割合で計算した加算金を納付していただくとともに、納期日までに納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額について年10.95%の割合で計算した延滞金を納付していただきます。
- 2 支援金、加算金又は延滞金の全部又は一部の返済が滞っている場合には、他の支給すべき支援金があっても、相当の限度において支給を一時停止し、あるいは未納額と相殺することになります。
- 3 なお、延滞金又は加算金にあつては、やむを得ない事情があると認めるときは、被災者の申請により、その全部又は一部を免除することができます。

様式第3号（第7条関係）

長崎県・市町被災者生活再建支援金支給却下決定通知書

年 月 日

（ 申 請 者 ） 殿

長 崎 県 知 事

年 月 日に申請された〇〇災害に係る長崎県・市町被災者生活再建支援金については、審査の結果、下記の理由により申請を却下することに決定しましたのでお知らせします。

記

（理由）

様式第4号（第8条関係）

長崎県・市町被災者生活再建支援金支給決定取消通知書

年 月 日

（ 申 請 者 ） 殿

長 崎 県 知 事

年 月 日付で支給通知しました〇〇災害に係る長崎県・市町被災者生活再建支援金の支給については、下記の理由により支給決定の（全部・一部）を取り消します。

記

（理由）

様式第5号（第9条関係）

長崎県・市町被災者生活再建支援金返還請求書

年 月 日

（ 申 請 者 ） 殿

長 崎 県 知 事

年 月 日付で支給通知しました〇〇災害に関する長崎県・市町被災者生活再建支援金については、下記により返還してください。

記

- 1 返還の理由
- 2 返還額
- 3 返還の期限
- 4 返還の方法
- 5 加算金及び延滞金
 - (1) 支援金を受領した日から納付の日までの日数に応じて、当該支援金に年10.95%の割合で計算した加算金を納付してください。
 - (2) 返還期限までに返還金の納付がない場合は、当該返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納付額に年10.95%の割合で計算した延滞金を納付してください。

長崎県告示第573号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和3年8月17日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
ながよ駅前薬局	西彼杵郡長与町吉無田郷2026-3	令和3年8月1日

長崎県告示第574号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和3年8月17日

長崎県知事 中村 法道

	指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
新	変更なし	諫早市幸町3番32号	令和3年6月21日
旧	医療法人ごんどう内科・脳神経内科クリニック	諫早市厚生町6-1	

長崎県告示第575号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和3年8月17日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
医療法人 ぐびろ会 モロキ内科	西彼杵郡長与町嬉里郷1085-1	令和3年8月1日
もとやま心のクリニック	西彼杵郡長与町高田郷47番地 ブルーインの森 メディカルビル3F	令和3年8月1日

長崎県告示第576号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和3年8月17日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
うちだ調剤薬局	大村市東本町578番地	令和3年8月1日
まい調剤薬局	島原市坂上町7543-3	令和3年8月1日

権常寺かわはら薬局	佐世保市権常寺町1491番地 9	令和3年8月1日
きでら調剤薬局	平戸市宮の町586-1	令和3年8月1日
アマチュー薬局	長崎市畝刈町1613-33	令和3年8月1日
アップル調剤薬局佐々店	北松浦郡佐々町松瀬免100-4	令和3年8月1日
アップル調剤薬局	平戸市草積町1167-1	令和3年8月1日

長崎県告示第577号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、令和3年度第1回地方臨時種畜検査を次のとおり実施する。

令和3年8月17日

長崎県知事 中村 法道

検査月日	場 所	
	市 町	位 置
9月10日	平戸市	長崎県肉用牛改良センター

長崎県告示第578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年8月17日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 有川新魚目線	南松浦郡新上五島町榎津郷字町筋72番9地先から 南松浦郡新上五島町榎津郷字城山東195番50地先まで	令和3年8月17日

長崎県告示第579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年8月17日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 有川新魚目線	南松浦郡新上五島町榎津郷字城山東213番地先から 南松浦郡新上五島町榎津郷字下宇戸411番8地先まで	令和3年8月17日

長崎県告示第580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年8月17日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 有川新魚目線	南松浦郡新上五島町榎津郷字門松744番地先から 南松浦郡新上五島町榎津郷字中尾460番2地先まで	令和3年8月17日

長崎県告示第581号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第16条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに係る埋立権の一部譲渡を許可した。

令和3年8月17日

肥前大島港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立権の一部譲渡の許可年月日
令和3年8月4日
- 2 譲渡に係る埋立免許の告示年月日及び番号
(1) 平成28年11月1日 長崎県告示第779号
(2) 平成28年11月1日 長崎県告示第780号
- 3 埋立権の譲渡人及び譲受人の名称、所在地並びに代表者の氏名及び住所
(1) 平成28年11月1日 長崎県告示第779号

	譲渡人	譲受人
名 称	長崎県	西海市
所 在 地	長崎県長崎市尾上町3番1号	長崎県西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2222番地
代表者の氏名	長崎県知事 中村 法道	西海市長 杉澤 泰彦
代表者の住所	長崎県長崎市尾上町3番1号	長崎県西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2222番地

(2)平成28年11月1日 長崎県告示第780号

	譲渡人	譲受人
名 称	西海市	長崎県
所 在 地	長崎県西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2222番地	長崎県長崎市尾上町3番1号
代表者の氏名	西海市長 杉澤 泰彦	長崎県知事 中村 法道
代表者の住所	長崎県西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2222番地	長崎県長崎市尾上町3番1号

- 4 譲渡面積
(1) 平成28年11月1日 長崎県告示第779号
譲渡面積 1,874.88㎡
(2) 平成28年11月1日 長崎県告示第780号
譲渡面積 1,053.31㎡

長崎県告示第582号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県央振興局建設部において縦覧に供する。

令和3年8月17日

長崎県知事 中村 法道

指定区域の名称		草原		
所在地	市町名	大字	字	地番
	諫早市 長田町			2983番1の一部、2984番1の一部、2984番3の一部、2985番の一部、 2987番1の一部、2987番2の一部、2992番の一部、2993番、 2994番の一部、2997番の一部、里道の一部

公 告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年8月17日

長崎県知事 中村 法道

- 名称
令和3年度長崎県テレワーク基盤用閉域網利用単価契約
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部情報システム課（情報基盤班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2233
- 契約方法
一般競争入札
- 落札決定日
令和3年7月27日
- 落札者
東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社 代表取締役 今井 康之
- 落札価格
126,536,880円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 入札公告日
令和3年6月15日
- 落札方式
最低価格

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年8月17日

長崎県知事 中村 法道

- 届出の概要
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルキョウ日野店
長崎県佐世保市日野町856番1 外
 - 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社マルキョウ 代表取締役 坂本 守
福岡県大野城市山田五丁目3番1号
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社マルキョウ 代表取締役 坂本 守
福岡県大野城市山田五丁目3番1号

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年3月8日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,378平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 50台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物南西側 12台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物北西側 32平方メートル
建物南東側 28平方メートル 合計60平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南東側 8.92立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時30分から午後11時00分
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時00分から午後11時30分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地南西側 2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後10時00分

2 届出年月日

令和3年7月7日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、里美土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年8月17日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
宮 崎 敦	佐世保市里美町458番地4	宮 崎 敦	佐世保市里美町458番地4

田 中 豊 昭	佐世保市里美町778番地	田 中 豊 昭	佐世保市里美町778番地
田 中 和 美	佐世保市里美町779番地	田 中 和 美	佐世保市里美町779番地
田 中 比呂志	佐世保市里美町1439番地	田 中 比呂志	佐世保市里美町1439番地
里 村 章 彦	佐世保市里美町1598番地	里 村 章 彦	佐世保市里美町1598番地
藤 崎 実 潮	佐世保市里美町1539番地 2		
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
福 田 征 範	佐世保市里美町318番地	福 田 征 範	佐世保市里美町318番地
吉 福 明	佐世保市里美町1061番地	吉 福 明	佐世保市里美町1061番地
小 川 展 弘	佐世保市里美町689番地		

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、正久寺地区県営土地改良事業計画（区画整理工、農業用排水施設工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年8月17日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
正久寺地区県営土地改良事業変更計画書（区画整理工、農業用排水施設工）
- 縦覧期間
令和3年8月17日から令和3年9月6日まで
- 縦覧場所
平日：諫早市役所農林水産部農地保全課
土日祝日：諫早市役所本館1階管理室

採石業務管理者試験（公告）

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、第50回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和3年8月17日

長崎県知事 中村 法道

- 試験の実施期日
令和3年10月8日（金） 午前10時から午前12時まで

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により変更することがあります。

- 2 試験の実施場所
長崎市尾上町3-1
県庁3階307会議室
※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により変更することがあります。
- 3 受験資格
制限無し
- 4 試験科目
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
(2) 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 5 受験願書等の配布場所
土木部監理課、各振興局建設部、各土木維持管理事務所
- 6 受験願書の提出期間及び提出先
提出期間 令和3年9月1日（水）から9月15日（水）まで
※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により変更することがあります。
提出先 長崎県土木部監理課砂利・採石業指導班（〒850-8570 長崎市尾上町3-1）
- 7 受験手数料
8,100円（受験願書に長崎県収入証紙を貼り付けて納付すること）

都市計画の案の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和3年8月17日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類
長崎都市計画道路 1・6・3号 野田日並線
長崎都市計画道路 1・4・4号 長崎時津縦貫線
長崎都市計画道路 3・1・142号 浦上川線
長崎都市計画道路 3・6・165号 滑石野田線
- 2 都市計画を定める土地の区域
1・6・3号 野田日並線
変更する部分 長崎県西彼杵郡時津町野田郷字長谷、字猪ヶ倉、字下夕山、字野中及び字堤ノ平並びに左底郷字狩底
1・4・4号 長崎時津縦貫線
追加する部分 長崎県長崎市茂里町、松山町、城栄町、油木町、江里町、緑が丘町、西町、錦三丁目、若竹町、岩屋町、虹が丘町、葉山二丁目及び滑石二丁目並びに西彼杵郡時津町元村郷字巡り、字上開田、字高尾及び字飯盛並びに時津町野田郷字長谷、字猪ヶ倉、字堤ノ平及び字野中
3・1・142号 浦上川線
変更する部分 長崎県長崎市茂里町
3・6・165号 滑石野田線
追加する部分 長崎県長崎市滑石二丁目並びに西彼杵郡時津町元村郷字巡り、字上開田、字高尾及び字飯盛並びに時津町野田郷字長谷
- 3 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課、長崎県長崎振興局、長崎市役所及び時津町役場
- 4 縦覧期間

公告の日から2週間

交通局公告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和3年8月17日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 購入品目及び予定数量
軽油1,426キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(名称) 長崎県交通局管理部総務課 (総務係)
(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
(電話) 095-822-5141
- 3 調達方法 購入等
- 4 契約方式 一般競争入札
- 5 落札決定日 令和3年7月28日
- 6 落札者の氏名及び住所
(氏名) 株式会社新出光 九州支店 西九州エリア エリア長 長岡 芳昭
(住所) 長崎市江戸町2番34号
- 7 落札価格 112,840円 (1キロリットル当たり単価 (消費税含む))
- 8 入札公告日 令和3年8月17日
- 9 落札方式 最低価格

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八九五四)
二一
一一
四一

人事委員会規則

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月17日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第10号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年11月14日長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表第2の2（第7条の2関係） ア～キ 略 ク 医療職給料表（二）			別表第2の2（第7条の2関係） ア～キ 略 ク 医療職給料表（二）		
職務の級	区分	管理職手当の額	職務の級	区分	管理職手当の額
7級	略		7級	略	
	7種	略		7種	略
	8種	43,800円			
ケ 略			ケ 略		
備考 略			備考 略		

印刷所

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
クイック
プリン
ト
弥

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。